

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要について

総 務 部 税 務 課

〔改正理由〕

地方税法施行令の一部改正等に伴う所要の規定の整備を行うため、千葉県県税条例施行規則（平成１９年千葉県規則第３７号）の一部を改正した。

改 正 の 概 要	備 考
１ 改正内容 （１）引用する私立学校法の条項が移動したことに伴い、所要の規定の整備を行った。（第５１条関係） （２）自動車税証紙等取扱人が備え、保存しなければならない帳簿等の作成について、磁気ディスク等、特定の記録媒体をもって調製する方法等を指定する記載を見直すことに伴い、所要の既定の整備を行った。（第５４条関係） （３）引用する地方税法施行令の条項が移動したことに伴い、所要の規定の整備を行った。（附則第１３項関係） （４）森林環境税の新設に伴い、個人県民税に係る様式について見直しを行った。（別記第５２号様式関係） （５）刑法において、懲役が廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴い、関係する様式についての見直しを行った。 （別記第１６６号様式、別記第１６７号様式関係） ２ 施行期日 ・（１）及び（３） 令和７年４月１日 ・（２）及び（４） 公布の日 ・（５） 令和７年６月１日	